

# 役員等報酬に関する規則

社会福祉法人 ざおう福祉会

# 社会福祉法人さおう福祉会 役員等報酬に関する規則

## (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人さおう福祉会の役員等の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬)

第2条 役員等に対する報酬の額は下表のとおりとする。

(役員等の報酬表)

職 名	報 酬 額	
理 事 長	1回	8,000円
理 事	1回	8,000円
監 事	1回	8,000円
評 議 員	1回	8,000円
評議員選任・解任委員	1回	5,000円

2 報酬の支給は、会議の当日とする。ただし緊急にその支給の事由が生じた場合には、この限りでない。

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。